

埼玉県と共同で「家庭での地震防災」について啓発！

～「地震防災チラシ」を共同作成のうえ、防災イベント等で解説～

日本損害保険協会関東支部埼玉損保会（会長：内田 清隆・東京海上日動火災保険株式会社 埼玉中央支店長）では、埼玉県危機管理防災部危機管理課および能美防災そな一え 埼玉県防災学習センターと連携して、大規模地震への平時からの備えについて解説した「地震防災チラシ」を共同作成のうえ、県主催のイベント等で、「家庭での地震防災」について啓発取組みを行いました。

「地震防災チラシ」の内容は、2部構成となっており、前段は、県危機管理課より、地震に備える「3つの自助（家具の固定、3日分以上の水・食料備蓄、災害用伝言サービス体験）」と、地震時のトイレ対策として、災害時のトイレは備えが重要であり、トイレ回数は1人1日約5回で想定し、7日以上（4人家族の場合、約140枚必要）携帯トイレを備蓄する必要があることを伝えています。

一方で、関東支部からは、平時からの備えの一つとして「地震保険も忘れずに！」とし、地震による火災等の損害は火災保険で補償されないことから「地震保険」が必要であることや、保険金の使い途は決められていないので、住宅の修繕だけでなく生活再建のあらゆることにお使いいただけることを解説しています。

については、県危機管理課と当支部では、本チラシの有効活用手段として、県主催の防災イベント等で本チラシを配布・提供のうえ、「家庭での地震防災」について解説を行うことし、まずは、昨年11月14日（木）県民の日の能美防災そな一え 埼玉県防災学習センターでの防災イベントで、同センターでは、自然災害体験車や降雨体験車に誘導するとともに、関東支部では、パネル展示のうえ、来場者に対して地震保険について説明を行いました。

次に、本年1月19日（日）に同センターで開催した「ミニ防災セミナー」では、来館者に対し本チラシを提供したうえ、県危機管理課からは、大規模地震発生時に備えた携帯トイレの備蓄の必要性を伝えるとともに、当支部からは、同じく地震保険の説明を行いました。

当支部では、今後も引き続き行政機関等と連携して、地域のリスク認識と防災意識の向上ならびに地震保険の理解促進と普及向上に向けて鋭意取り組んでいきます。

日頃からできるいつもの備え／
家庭で地震に備えましょう

1 地震に備える「3つの自助」

- 家具の固定
- 3日分以上の水・食料備蓄
- 災害用伝言サービス体験

2 地震時のトイレ対策

大きな地震が発生すると...
いつも使っている水洗トイレが使えなくなる
可能性があります。
災害時のトイレは、備えが重要です。

トイレ回数は1人1日約5回で想定し、家族7日以上備蓄しましょう。

携帯トイレの備蓄
1人1日約5回 × 家族の人数 × 7日以上
＝ 約140枚

「防災マニュアルブック（家庭における災害時のトイレ対策編）」はこちら▲

3 埼玉県防災学習センター「能美防災そな一え」 ※入館無料

災害を疑似体験することにより、地震時の行動、事前の準備や対応を学ぶことができます。
場 所：鴻巣市東30 休館日：月曜（祝・休日の場合は翌日）、年末年始
開館時間：午前9時～午後4時30分（入館は午後4時まで）

地震保険も忘れずに！

地震による火災等の損害は、火災保険では補償されません。地震に備えるには「地震保険」が必要です！
（注）地震保険は単独で加入することはできません。火災保険とセットで契約する必要があります。

- 地震保険は、地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする住宅や家財の損害を補償します。
- 保険金の使いみちは決められていませんので、住宅の修繕だけでなく、生活再建のあらゆることにお使いいただけます。
- 生活再建されない方は、是非この機会にご検討ください。

地震保険について詳しく知りたい方は ▶ <https://www.jishin-hoken.jp/>
（ご連絡先）日本損害保険協会 関東支部 03-3255-1450
保険のご契約については、お近くの損害保険代理店または損害保険会社までお問い合わせください。

1・2に関するお問い合わせ先 埼玉県危機管理防災部危機管理課 普及啓発担当 コバトンのさいたまっちょ
☎048-830-8148
埼玉県防災学習センター「能美防災そな一え」
☎048-549-2313
3に関するお問い合わせ先 日本損害保険協会 関東支部 ☎03-3255-1450
地震保険に関するお問い合わせ先 日本損害保険協会 関東支部 ☎03-3255-1450

【埼玉県と共同作成した「地震防災チラシ」】



【11/14(木)「県民の日 防災イベント」の様子】



【1/19(日)「ミニ防災セミナー」の様子】